

萩原さんが「注意」の撤回と謝罪を求める！

8月14日、萩原さんは、サービック第一事業所の田中総務科長と藤中係長から、いわれなき就業規則違反を通告されたことに対して、「注意」の撤回と謝罪を求めました。

関西新幹線サービック第一事業所長 竹腰 弘三郎 殿

「注意」の撤回と謝罪を求める

昨日、8月13日15時頃、田中総務科長と藤中係長より、「8月9日、『提訴にあたって』なる文章を詰所にて配布した行為は、『就業規則』第3条(9)項違反にあたる。今後再びこのようなことを行った場合は厳重に対処する」との「注意」を受けた。

これに対して私は、「休憩時間に数人の同僚に手渡したものであり、『就業規則』でいうところの配布したということではない」と答えた。

田中総務科長は「手渡しとしても、会社としては配布行為とみなす」として聞き入れなかった。

私は、あまりにも一方的な会社の主張を、断じて受け入れることができません。ここに強く抗議し撤回を求めます。また、文章による謝罪を求めます。

会社は「手渡しも配布とみなす」と言います。しかし「配布」とは、一般の人々に広く配ることを言いますが、私は誰彼なしに無差別に配っていません。文字通り相手を定めて一人一人手渡したものであり、会社の主張は妥当ではありません

さらに、休憩時間のビラ等の配布行為については、最高裁の判決でも「違法ではない」（最高裁平成23年（行ツ）第31号・平成23年（行ヒ）第38号）と認められているのであり、サービックの『就業規則』がそれを超えることはできないことは、あまりにも当然のことです。

そもそも、その『提訴にあたって』なる文章は、私が山崎副所長と竹腰所長から受けた「自宅待機から除外」という不当な違法行為に対して、大阪地裁に損害賠償を請求するにあたっての思いを記載したものであり、何ら問題はありません。会社の言いがかりは、ファッショ的であり、許しがたいことです。

私は、今後も法の許す範囲で、自由な表現活動を行います。

ここに、あらためて「注意」の撤回と文章による謝罪を求めます。

2020年8月14日 萩原 光廣